

新型コロナウイルス関連情報（当国国内措置及び水際措置の更新）

令和4年7月2日

- 6月30日、ポルトガル政府は、現在有効となっている「警戒状態(situacao de alerta)」宣言を7月31日23時59分まで延長しました。これに伴う国内規制措置の変更はなく、高齢者入居施設、医療機関、公共交通機関内でのマスクの着用義務は継続されます。
- 一方、同政府は、新型コロナウイルス感染症に係る水際措置を更新し、ポルトガル入国の際のワクチン接種証明書及び陰性証明書の提示義務を7月1日付で撤廃しました。

【連絡先】

在ポルトガル日本国大使館 領事班

電話：+351-21-311-0560

FAX：+351-21-353-7600

Email:consular@lb.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい場合は、以下のURLから停止手续をお願いいたします。

<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※当館に「在留届」を提出した方で帰国や転居済みの方は、以下のURLから帰国届又は転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

※災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご本人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届（3か月以上の滞在）の提出、又はたびレジ（3か月未満の滞在）の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者に御案内いただきますようお願いいたします。